



長野県告示第636号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成28年12月1日

長野県知事 阿部 守一

（登録特定行為事業者 短期入所生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人ゆいの里	特別養護老人ホームゆい	飯田市龍江7159番地1	平成28年11月16日

介護支援課

長野県告示第637号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年12月1日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（松本市基本図作成）
地形情報レベル10,000数値地形図データ整備

2 作業期間

平成28年11月16日から平成29年3月24日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

公共測量（航空写真撮影）

2 作業期間

平成28年11月18日から平成29年3月28日まで

3 作業地域

北佐久郡軽井沢町

建設政策課

長野県告示第639号

佐久市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年12月1日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成28年8月15日から平成28年11月18日まで

3 作業地域

佐久市

建設政策課

長野県告示第638号

軽井沢町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年12月1日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

長野県告示第640号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県佐久建設事務所及び南相木村役場に備え置きます。

平成28年12月1日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号	
上土岩	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた区域。	南佐久郡南相木村		下土岩	4484番4	1号	
		〃		上土岩	4436番1	10号	
		〃		土岩	4465番	2号	
		〃		〃	4441番	11号	
		〃		〃	4462番	12号	
		〃		〃	4474番	13号	
		〃		〃	境内続	4551番1	3号及び4号
		〃		〃	〃	4553番2	5号
		〃		〃	〃	4552番1	6号
		〃		〃	〃	4548番1	7号
		〃		〃	〃	4546番2	8号
		〃		〃	寺の前	4434番1	9号

砂防課

長野県告示第641号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県佐久建設事務所及び南相木村役場に備え置きます。

平成28年12月1日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号	
中島2号	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線に囲まれた区域。	南佐久郡南相木村		見上	3558番	1号	
		〃		西原	3781番157	2号	
		〃		〃	3781番156	3号	
		〃		〃	3781番161	4号	
		〃		〃	3781番160	5号	
		〃		〃	3773番1	6号	
		〃		〃	3773番3	7号及び8号	
		〃		〃	東和田	3459番15	9号
		〃		〃	〃	3464番1	10号
		〃		〃	岩ば祢	3469番	11号
		〃		〃	〃	3470番	12号
		〃		〃	〃	3478番1	13号
		〃		〃	〃	3483番	14号
		〃		〃	〃	3498番1	15号

砂防課

長野県告示第642号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県飯田建設事務所及び飯田市役所に備え置きます。

平成28年12月1日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
太田	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた区域。	飯田市	龍江		7187番2	1号及び7号
		〃	〃	〃	7434番2	2号
		〃	〃	〃	7434番	3号及び4号
		〃	〃	〃	7437番	5号
		〃	〃	〃	7158番1	6号

砂防課

長野県告示第643号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成28年12月1日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

中野都市計画道路 3・5・7号西町上小田中線

3・5・9号立ヶ花東山線

2 都市計画を定める土地の区域

3・5・7号西町上小田中線

昭和61年長野県告示第830号の土地の区域のうち、中野市西二丁目の一部を変更する。

3・5・9号立ヶ花東山線

平成6年長野県告示第265号の土地の区域に中野市大字岩船字道添並びに大字中野字岩舟境を追加し、中野市大字吉田字川原屋敷及び字南川原並びに大字岩船字屋敷添並びに大字中野字下川原並びに西一丁目並びに西二丁目の各一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、中野市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第644号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成28年11月30日、次の売りさばき人の指定を取り消しました

平成28年12月1日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
永井 修一郎	長野市丹波島2-11-12	長野市丹波島2-11-12 ナガイ整骨院

会計課

長野県飯田建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年12月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年12月1日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 256号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
飯田市北方1513番の20地先から 飯田市北方107番の1地先まで	旧	7.5~9.5	0.2739
同上	新	7.5~9.5	0.2739
		7.0~17.7	0.3598

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年12月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年12月1日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

1(1) 路線名 256号

(2) 供用を開始する区間

飯田市北方1513番の20地先から

飯田市北方107番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年12月1日

2(1) 路線名 飯島飯田線

(2) 供用を開始する区間

飯田市北方325番の8地先から

飯田市育良町一丁目168番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年12月1日

道路管理課